

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 330,000 千円

（歳出）

社会保障4経費その社会保障施策に要する経費 2,343,223 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	572,697	416,457			35,962	120,278
	重度心身障害者等医療費支給事業費	99,705	36,578			14,530	48,597
	後期高齢者医療事業費	492,627	78,181		7,285	93,716	313,445
	子育て支援医療費支給事業	115,230	26,070			20,522	68,638
	児童手当支給費	364,572	301,785			14,452	48,335
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	18,490	8,149			2,380	7,961
社会保険	介護保険事業（繰出金）	454,344	20,419			99,876	334,049
保健衛生	母子保健事業	24,997	2,566			5,163	17,268
	保健事業	104,337	1,526		2,326	23,128	77,357
	予防接種費	96,224	8,149			20,272	67,803
合 計		2,343,223	899,880	0	9,611	330,000	1,103,732

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。